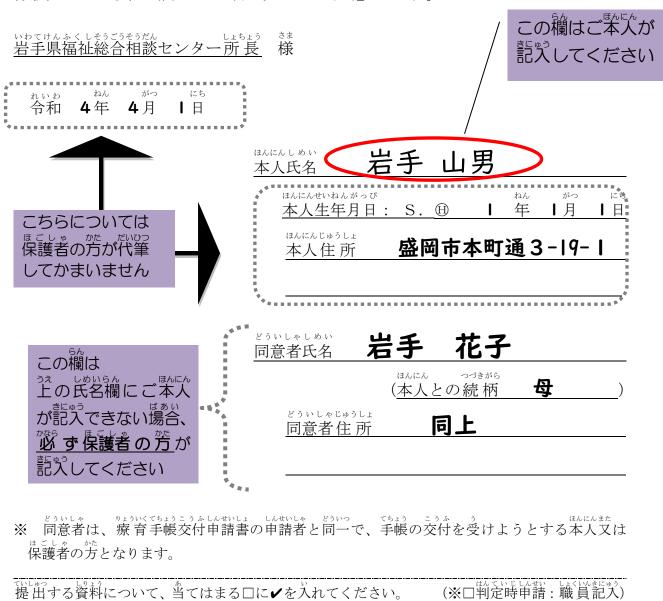
りょういくてちょう はんてい か こ じゅうしょち ちてきしょうがいしゃこうせい 療育手帳の判定のために、過去の住所地の知的障害者更生 そうだんしょおよ じどうそうだんしょ はんていしりょう かつよう 相談所及び児童相談所の判定資料を活用すること、また、関係 きかん ひつよう ちょうさ おこな どうい 機関への必要な調査を行うことに同意します。



本人確認欄(1点提出)

療育手帳を持っている方→▽療育手帳の写し かよういくてちょう。 療育手帳を持っていない方:氏名、生年月日、住所の記載があるもの →□免許証の写し □保険証の写し □その他 ( 同意者確認欄(1点提出):同意者が本人の場合は提出不要※同意者は保護者(成年後見人を含む) 氏名、生年月日、住所の記載があるもの

→☑免許証の写し □保険証の写し □その他(